

今日、あなたの身におきるかもしれない!?

日常生活のなかで

よくある相談事例

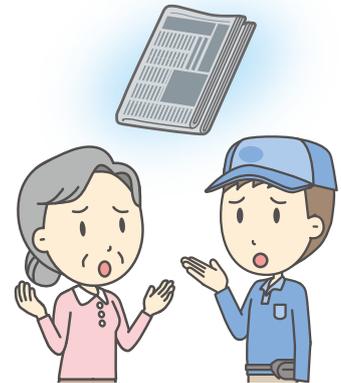


品川区消費者センターには、消費生活に関する数多くの相談が寄せられています。相談の内容は様々ですが、今回は日常生活とかかわりの深い3つの契約についてよくある相談事例をご紹介します。

「自分は大丈夫」「そんなこと、自分とは関係ない」は、もはや通用しない世の中になりました。「今日、自分の身におきるかもしれない」と考えて予備知識を持つことで被害の未然防止、解決に役立ててください。

事例 1 「契約の途中でやめられないの？」

小さい文字が見えにくくなったので、ずっと契約している新聞を止めたいと思い集金に来た担当者に「来月で終わりにしてほしい」と伝えたら「契約期間がまだ残っているので解約できない」と断られた。契約の途中でやめることはできないのか。



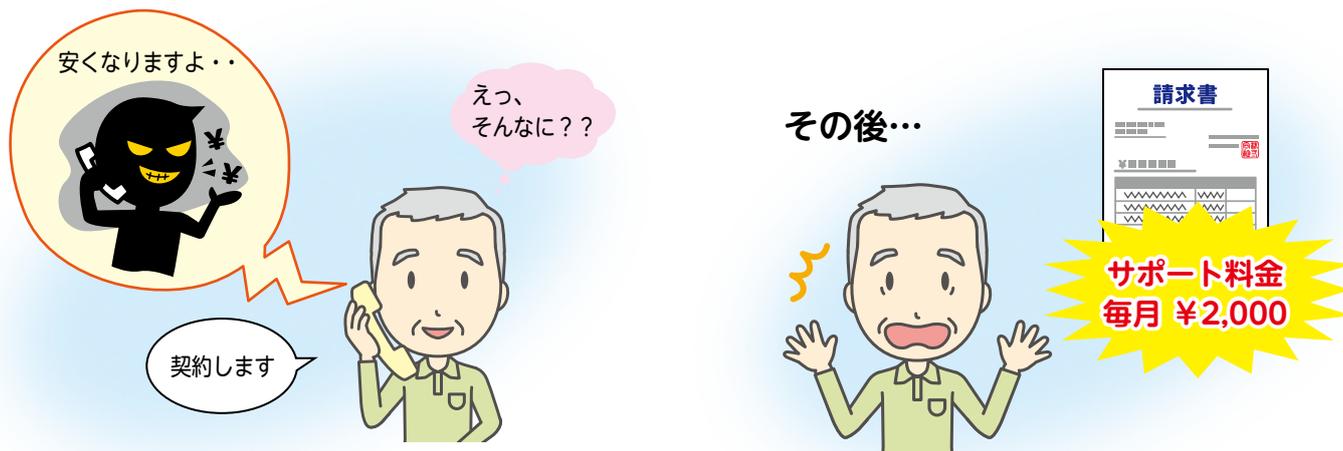
▶▶▶ 解説

- ・新聞は、半年間あるいは1年間、と期間を定めて契約することが多いものです。この場合は、途中で解約することはできません。
- ・「2年後から配達が始まり、それから1年後に契約が終了する」という契約もあります。この場合、契約終了は3年後になります。突然の入院など予期せぬことがおきるものです。長期間にわたる契約はよく考えてからにしましょう。
- ・契約書を受け取ってから **8日間は、クーリング・オフができます。**
- ・景品はもらえなくなりますが、期間を定めずに契約すればいつでも解約できます。

事例 2 「アナログ回線に戻しませんか」

大手電話会社の代理店と名乗る業者から「インターネットを使わないなら、アナログ電話に戻しませんか」と電話があった。今は誰も使っていないし、毎月数千円の節約になると説明されて契約した。

しかし、その後サポート料金として毎月2000円が引き落とされているとわかった。代理店に問い合わせて、代理店とは有料のサポートサービスを契約しており1年以内に解約すると違約金を支払わねばならないと知った。



▶▶▶ 解説

- ・「アナログ戻し」を悪用したケースです。「アナログ戻し」とは、光回線の電話を解約してアナログ回線に戻すことです。令和3年10月1日に総務省がホームページで注意喚起しています (https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000459.html 参照)。
- ・大手電話会社の名前を出していても、関係のない業者が勧誘している場合があります。業者名と連絡先を必ず確認しましょう。
- ・サポート料金の他に高額な手数料を請求されたケースもあります。説明された通りの契約になっているか、契約書をよく確認してください。
- ・契約から一定期間内であれば、解約できる場合があります。
- ・「アナログ戻し」は自分で簡単にできます。費用や条件については、NTT東日本の固定電話の場合は「116」それ以外の固定電話、携帯電話からは「0120-116-000」に問い合わせてください。

契約するか
決める前に

必ず確認!



信用できる業者か
業者名・連絡先は?



説明されたもの以外の
請求は発生しないか

事例 3 「電気料金が安くなりますよ」

会社名を名乗らず訪ねてきた業者に「マンション全体で電力会社が変わるので、今よりも電気料金が安くなる」と言われた。そんな話は聞いていなかったが、月々の電気料金が今より3割は安くなるというので契約書にサインした。

しかし、管理会社に確認したらマンション全体で電力会社が変わることはないとわかった。契約をキャンセルしたい。



▶▶▶ 解説

2016年4月1日から電力小売が全面自由化されて、消費者は電気の売り手や料金メニューを自由に選べるようになりましたが、多くのトラブルが発生しています。

- ・ どこで契約したのかわからない場合があります。勧誘してきた会社と新しく契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう。
- ・ 料金プランの内容や、解約料が発生しないか、説明されなかった有料のオプションが付けられていないか、など契約内容には十分注意してください。
- ・ 契約から一定期間内であれば、解約できる場合があります。
- ・ 検針票の情報を使って勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたケースもあります。安易に検針票の情報を伝えてはいけません。
- ・ 電気の使用量が多くない場合は、それほど料金は安くなりません。わざわざ切り替える必要があるか考えてからにしましょう。
- ・ 2017年4月1日からはガスの小売全面自由化も始まり、電力とガスをセットにしたプランが販売されより複雑な契約内容になっています。注意が必要です。
- ・ 電力会社では、ペーパーレス化推進のため、紙の「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」を廃止し、インターネットで確認する方法に変更しています。検針票を受け取りたい場合は手続きが必要で、有料になる場合があります。

専用ダイヤル0120-122-580（東京電力エナジーパートナー）（受付時間）9時～17時 月～土（日・祝日および年末年始を除く）に問い合わせましょう。

詳しくは以下のURLを参照してください。

<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20201001.html>

契約するか
決める前に

必ず確認！



切り替えるメリットが
本当にあるのか



信用できる業者か
業者名・連絡先は？



プラン内容の確認や
解約料は発生しないか

注意



安易に検針票の
情報を伝えない



2022年4月から 成年年齢が18歳に

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

18歳から保護者の同意なしにいろいろな契約ができるようになります。

悪質業者は18歳になりたての新成人を狙ってきます。消費者トラブルに遭わないように、新成人の皆さん、そして保護者の皆さんもしっかり学んでかしこい消費者になりましょう。



18歳からできること

- ・携帯電話の契約
- ・賃貸物件の契約
- ・クレジットカードを作る
- ・ローンを組む
- ・10年有効パスポートの申請
- ・結婚 など



20歳にならないとできないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬や競輪や競艇などの公営ギャンブル
- ・国民年金を納める義務
- ・中型自動車免許取得 など



品川区消費者センターでは、成年年齢引き下げのポイントや気をつけるべきことなどが記載されたパンフレットを用意していますので、ご希望の方は

品川区消費者センター（☎03-6421-6136）までご連絡ください。

また、消費者庁がLINE公式アカウント

「消費者庁若者ナビ！」を開設しています。詳しくは右記QRコードからチェック→



⚠️ こんなことばにご用心 ⚠️

⚠️ 「無料で自宅の屋根を点検します」 ⚠️

「無料で自宅の屋根を点検します」と訪ねてきた業者には注意してください。
 屋根に上らせてしまうと「このままだとお宅は大変なことになる」などと言って不安を煽り、やる必要のない工事を高額で契約させられてしまうことがあります。
 困ったら消費者センターへご連絡ください。



困ったらひとりで悩まず

品川区消費者センターへ

品川区西品川1-28-3 中小企業センター4階

無用な不安 無意味だな

☎03-6421-6137

月～金曜日 9時～16時（電話・来所）
 第4火曜日 19時まで（16時以降電話のみ）
 土曜日 12時30分～16時（電話のみ）
 年未年始・祝日はお休みです



交通

東急大井町線

「下神明駅」下車 徒歩2分

JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線

「大井町駅」下車 徒歩15分